

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活環境保全上の支障を除去するため、令和5年6月30日からの大雨（次条第1号において「豪雨災害」という。）により被災した家屋等を自らの費用負担によって撤去（収集、運搬、処分等撤去に伴い必要となる行為を含む。以下「撤去」という。）した者（以下「撤去実施者」という。）の民法（明治29年法律第89号）第702条の規定に基づく撤去に要した費用の請求に対し、当該費用のうち市長が必要であると認めた額の償還（以下「償還」という。）をするため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災家屋等 市内に所在する住宅、事業所、倉庫等で、豪雨災害による罹災証明書の発行を受けているものをいう。
- (2) 全壊家屋等 罹災証明書の罹災程度が全壊である被災家屋等をいう。

(償還対象)

第3条 償還の対象は、次に掲げる対象家屋等の撤去のうち、生活環境保全上の支障を除去するために必要であったと市長が認めたものとする。

対象家屋等	条件
個人所有家屋等	全壊家屋等のうち個人が所有していたもの
事業者所有家屋等	全壊家屋等のうち中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（中小企業者並みの公益法人等を含む。）が所有していたもの
基礎	全壊家屋等と同一敷地又は隣接敷地に所在していたものであって、全壊家屋等と一体的に撤去したもの
門扉及び塀	
擁壁	
地下埋設設備	
土砂混じりがれき	被災家屋等と同一敷地又は隣接敷地に所在していたもの
その他市長が必要と認めるもの	上記以外で撤去が必要なもの

(償還を受けることができる者)

第4条 市長は、前条に規定する対象家屋等の撤去実施者に対して償還を行う。

(償還の額)

第5条 償還額は、撤去に要した費用に相当する額とし、限度額は、市長が別に定める。

(償還の申請)

第6条 償還を受けようとする撤去実施者（以下「申請者」という。）は、公的身分証明書を提示の上、被災家屋等の撤去に係る償還申請書（様式第1号又は様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 罹災証明書の写し
- (2) 撤去実施前の被災家屋等配置図（様式第3号）
- (3) 撤去に係る契約書の写し

- (4) 撤去に係る申請者宛ての領収書
- (5) 撤去に係る費用の内訳が分かる書類
- (6) 撤去に係る写真（被災後撤去前、撤去中及び撤去後の各時点で撮影したもの）
- (7) 産業廃棄物として処理した場合は、マニフェスト伝票の写し
- (8) 申請者が法人の場合は、法人登記事項証明書
- (9) 第3号、第6号及び第7号に掲げる書類が提出できない場合には、その理由書（様式第4号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

2 前項の規定による申請の受付期間は、この要綱の施行の日から令和6年2月1日までとする。ただし、受付期間経過後に申請されたものであっても、申請遅延の理由がやむを得ないものと市長が認めた場合に限り、申請を受理する。

3 第1項の規定による申請を撤去実施者以外の者が代理人として申請するときは、代理人の公的身分証明書を提示の上、委任状（様式第5号）を添付しなければならない。

（償還の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、審査の結果、償還することが適当と決定したときは償還決定通知書（様式第6号）により、償還することが不適当と決定したときは償還不決定通知書（様式第7号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請書及びその他添付書類の内容について疑義がある場合、その他必要と認めるときは、現地調査その他必要な調査を行うことができる。

（請求）

第8条 前条に規定する決定通知を受けた者（以下「償還対象者」という。）は、決定通知の日付から起算して30日を経過する日までに、次に掲げる書類を市長に提出し、市長は償還対象者からの請求により償還を実施するものとする。

- (1) 償還金請求兼口座振込依頼書（様式第8号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（決定の取消し）

第9条 市長は、償還対象者又は撤去に関係した事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、償還決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに関する部分に関し、既に償還が実施されている場合には、その返還を求めることができる。

- (1) 不正の手段によって償還を受けようとし、又は受けたとき
- (2) 償還決定の内容及びこれに付した条件に適合しないとき
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年8月28日から施行する。